

(平成22年6月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年12月から38年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月から38年1月まで

私は、社会保険事務所(当時)に自分の国民年金保険料の納付記録の照会を行ったところ、申立期間に係る国民年金保険料の納付が確認できないとの回答を受けた。

しかし、私たち夫婦とも同じ金額が印字された沖縄特別措置に係る特例追納保険料の納付書が届いたので、私の妻が夫婦二人分の追納保険料51万円を一括で納付した。それにもかかわらず、私の特例追納保険料の納付年月日は妻のものとは異なり3回に分割して納付された記録となっている上、妻の追納保険料の納付期間が108月となっているのに対し、私の納付期間は94月となっている。申立期間の追納保険料の還付を受けた記憶もなく、同期間の特例追納保険料の納付が確認できないとの社会保険事務所の回答に納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人が県外において厚生年金保険に加入していることが申立人の所持する年金手帳及びオンライン記録により確認できることから、制度上、申立期間は沖縄特別措置に係る特例追納保険料の納付の対象となり得ない期間である。

また、申立人は沖縄特別措置に係る特例追納保険料の納付手続及び納付に関与しておらず、同手続及び納付を行ったとする申立人の妻は、「夫婦共に同じ金額が印字された納付書が届いたので、二人分の追納保険料51万円を同じ日に一括で納付した」と主張しているが、申立人が所持している夫婦の年金手帳の「国民年金の記録」欄において、申立人の沖縄特別措置に係る特例追納保険料の納付対象期間は妻と異なっていることが確認できることから、申立人及びその妻の納付月数及び納付額は異なるものと考えられるとともに、

オンライン記録によれば、申立人及びその妻の特例追納保険料の納付年月日は異なっていることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す確定申告書、家計簿等の関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

沖縄国民年金 事案 274

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年8月まで

私は、社会保険事務所(当時)に国民年金保険料の納付記録の照会を行ったところ、申立期間の保険料の納付が確認できないとの回答をもらった。

しかし、私の夫が平成4年3月に沖縄特別措置に係る夫婦二人分の特例追納保険料約50万円を金融機関で納付した記憶があるので、「申立期間は20歳となる前であるので保険料を納付することができない」という社会保険事務所の説明に納得がいかない。私の夫が納付した申立期間の保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、申立人が20歳となる前の期間であるため、国民年金の資格を取得できない期間であり、申立期間の沖縄特別措置に係る国民年金の追納保険料の納付書の作成はできないことから「申立期間の保険料を含む私の特例追納保険料である24万円余りの金額が印字された納付書と、夫の同保険料25万円余りが印字された納付書が届いたので、夫婦二人分約50万円を金融機関で納付した。」との申立人の主張には不自然な点がある。

また、申立人が所持している年金手帳の「国民年金の記録」欄には「沖特期間」のゴム印と共に申立期間の後の昭和39年9月6日から45年4月1日までの期間が沖縄特別措置の対象期間であることを示す年月日が記録されており、この記録は申立人のオンライン記録と一致している。

さらに、申立人の沖縄特別措置に係る特例追納保険料の納付を行ったとする申立人の夫は、「私が納付した特例追納保険料額は妻の保険料額より多かった。」と述べており、申立人の申立期間を含めて特例追納保険料を納付したとすると、申立人の追納額は夫の追納額より多くなったはずであることから、この点についても整合がとれない。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す確定申告書、家計簿等の関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 1 月 24 日から 9 年 4 月 1 日まで
社会保険事務所(当時)に私の厚生年金保険の加入記録を照会したところ、私が A 事業所で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額は 53 万円となっており、申立期間より後の期間は 59 万円となっている。
しかし、A 事業所では、私は常に手取りで 65 万円以上の給与をもらっていたので、申立期間の標準報酬月額を 59 万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している A 事業所が発行した給与明細書によれば、申立期間における各月の給与支給額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できるものの、「船員保険料」欄に記載された控除額は、オンライン記録の標準報酬月額 53 万円に見合う船員保険料と厚生年金保険料の合計額と一致していることが確認できる。

また、A 事業所が保管する申立人に係る「船員保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」によれば、資格取得時の標準報酬月額は 53 万円、「船員保険・厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書」によれば、申立期間より後の平成 9 年 4 月からの月額変更に伴う改定後の標準報酬月額は 59 万円と記載されていることが確認でき、いずれもオンライン記録における標準報酬月額と一致している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。